

○不在者投票（指定施設）について
令和8年2月8日執行
衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 基本事項

1 選挙期日・公示日・名簿登録要件・投票資格

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査		
選挙期日	令和8年2月8日（日曜日）	
公示日	令和8年1月27日（火曜日）	
名簿登録要件	年 齢	平成20年（西暦2008年）2月9日までに生まれた方（満18歳）
	住 所	令和7年（西暦2025年）10月26日までに佐世保市の住民基本台帳に登録され、引き続き住所を有する方。 佐世保市の住民基本台帳に3ヶ月以上登録され、令和7年（西暦2025年）9月26日以降に転出した方
投票資格	1. 前記により佐世保市の選挙人名簿に登録されている方	
	2. 佐世保市から転出して4か月未満であり、かつ新住所地で選挙人名簿に登録されていない方	

【転居届と当日投票所の関係】

※市内転居をされた場合、転居届出日によって当日投票を行う投票所が決まります。

令和8年1月6日までに転居届出をした方：転居後の住所地の投票所
令和8年1月7日以後に転居届出をした方：転居前の住所地の投票所

【不在者投票の取扱期間及び取扱時間】

- 1 指定施設における不在者投票の取扱期間
令和8年1月28日(水)～2月7日(土)

※最高裁判所裁判官国民審査のみ
令和8年2月1日(日)～投票可能
- 2 指定施設における不在者投票の取扱時間
午前8時30分～午後5時00分

(参考)

1 選挙管理委員会における不在者投票の取扱期間
令和8年1月28日(水)～2月7日(土)

※最高裁判所裁判官国民審査のみ
令和8年2月1日(日)～投票可能

2 選挙管理委員会における不在者投票の取扱時間
午前8時30分～午後8時00分
(土曜日、日曜日にも平日と同様に受付)